

確定申告が始まります

- ◆日程・必要書類等は
役場税務課税務係 (☎ 23 - 2332)
- ◆所得税の内容等は
札幌北税務署 (☎ 011 - 707 - 5111)

確定申告受付日と会場

平成 30 年分所得税の確定申告を行政区ごとに行います。申告される方は次の受付日と会場をご確認のうえお越しください。住民税申告も受け付けています。

- ・利子所得・譲渡所得（土地・家屋・株式等）・山林所得・雑損控除のある方、青色申告の方は、下記の会場では受付できません。札幌北税務署で申告をしてください。
- ・当日、税務課職員は確定申告書の計算を行うのみです。営業、農業等の収支内訳書や医療費控除等の書類を提出する場合は、事前に作成してからお越しください。

月 日	行政区		会 場
	9時～11時30分	13時～16時	
2/18 月	春日町		役場 大会議室
19 火	みどり野・樺戸町		
20 水	金沢・蔵岱町		
21 木	対雁・川下右岸・川下左岸		
22 金	中小屋・東裏		
25 月	白樺町・未広		
26 火	スウェーデンヒルズ	当別太・高岡	西当別 コミセン
27 水	太美スターライト・獅子内	太美南	
28 木	太美中央	太美東・太美西	
3/ 1 金	太美寿	太美北	
4 月	若葉・弥生		役場 大会議室
5 火	六軒町		
6 水	弁華別・茂平沢		
7 木	緑町・東町		
8 金	元町・下川町		
11 月	北栄町		
12 火	万代町・栄町		
13 水	西町		
14 木	錦町・美里		
15 金	幸町・旭町		

※ 2月26日～3月1日の申告会場は、西当別コミュニティセンターとなっています。役場大会議室では申告できませんのでご注意ください。

※ 上記日程でご都合が悪い方は、都合の良い日に申告することも可能です。（連絡不要）

確定申告に必要な書類

- ・源泉徴収票（コピー不可）
- ・印鑑（シャチハタ不可）
- ・マイナンバーカードまたは通知カードと運転免許証など身分証明書
- ・金融機関等の口座番号が分かるもの（本人名義）
- ・健康保険料や介護保険料の領収書、国民年金保険料支払証明書
- ・生命保険、地震保険料控除証明書など

詳細は
お問合せ
ください

医療費控除の変更点など

平成 29 年分の確定申告から、領収書の代わりに「医療費控除の明細書（役場税務係の窓口で配布）」を提出すれば、領収書の提出が不要となりました。なお、医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます（健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」など）。

※平成 31 年分までは、医療費の領収書の添付でも確定申告ができます。

■ 医療費控除の特例（スイッチ OTC 薬控除）

平成 29 年 1 月 1 日以降、「スイッチ OTC 医薬品（これまで医師によって処方されていた医療用薬品で、薬局などで購入できるよう認可されたもの）」を購入した際に、その購入費用について所得控除を受けることができる新制度です（対象品目は厚生労働省の HP をご覧ください）。

※ 医療費控除とスイッチ OTC 薬控除の併用はできません。

ご自宅で申告書を作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、所得税および復興特別所得税の確定申告書などを作成し、印刷して郵送等により提出することができます。給与所得や年金所得のみの方でも操作しやすい画面もありますので、確定申告書の作成には「確定申告書等作成コーナー」をぜひご利用ください。

税務署からのお知らせ

札幌北税務署では 2 月 24 日（日）と 3 月 3 日（日）に申告書用紙の配布、申告相談および申告書の收受を行います。詳細は税務署へご連絡ください。

例年、確定申告期間中は駐車場および税務署周辺の道路が大変混雑します。お待ちいただく時間が長くなるばかりではなく、近隣住民に多大な迷惑をかけるので、公共交通機関の利用をお願いします。

住民税の申告について

確定申告の必要がない方であっても、国民健康保険に加入している方、公営住宅の申し込みや児童手当および各種手続きに所得課税証明書が必要となる方は、住民税の申告が必要です。

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告は不要ですが、住民税申告をすることにより税額が下がる場合があります。本来受けられる医療費控除、扶養控除等が平成31年度の住民税額に反映されます。

助成事業

～ 申請はお済ですか？ ～ 福祉灯油助成事業

■問合せ 保健福祉課福祉係（ゆとろ内・☎23 - 3019）

申請期限 2月28日（木） 17時15分 ※平日のみ受け付け

申請場所 ゆとろ

※1月29日（火）から2月3日（日）は、西当別コミセン（8時45分～17時15分）で臨時受付窓口を開設。

支給対象世帯（次の全てに該当している世帯）

- 平成30年12月1日現在、町の住民基本台帳に登録され、現に居住している。
- 現在、以下の①・②・③の世帯のいずれかである。
- 同じ住宅に住んでいる世帯全員が住民税非課税である。

① 高齢者世帯	・70歳以上のひとり暮らし世帯 ・一人が70歳以上で、配偶者または同居人が65歳以上で構成される世帯（18歳未満の児童のみを扶養している世帯も含む）
② 障がい者のいる世帯	・身体障害者手帳1級および2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている世帯
③ ひとり親家庭等世帯	・ひとり親家庭等医療費受給者証の交付を受けている世帯（受給者証の左上に『親初』と印字されている方）

※次の世帯は、支給対象になりません。このほか、世帯状況によって対象外の場合があります。

- 1) 助成の要件となる者の全てが、平成30年12月1日から平成31年2月28日までの間、継続して施設・病院等に45日以上入所・入院している世帯。
- 2) 生活保護を受けている世帯。

申請方法等

持参するもの等	①印鑑（シャチハタ不可） ②身分証明書（原則、顔写真付き証明書の場合は1点、顔写真無し証明書の場合は2点以上：証明書の種類によって変わります） ※代理申請の場合は、代理人の印鑑および身分証明書の他、 委任状が必要 です。
支給方法	申請後、審査のうえ、決定者に簡易書留で決定通知書と商品券を郵送します。
支給額面	1世帯10,000円の当別町共通商品券（重複して助成は受けられません）

